

## ⇩ 裁決事例の公表

**Q** : さきごろ、国税不服審判所が裁決事例を公表したそうですが、どのような内容だったのですか？

**A** : 今回紹介された事例は、すべて棄却事例でした。

### 【解説】

国税不服審判所は、このほど、平成16年7月から12月分までの裁決事例集を公表しました。

納税者の正当な権利や利益の救済を図り、税務行政の適正な運営の確保に役立てるという意図で22事例が公表されましたが、今回の事例はすべて棄却された事例でした。

主なものは、次のようなものです。

#### ・耐用年数の短縮

賃借した土地に設置した支柱付き鉄骨屋根の駐輪場施設は、当該土地の賃借期間満了時に解体撤去されることが確実であることを理由としてされた当該賃借期間を耐用年数とする短縮承認申請は、法人税法施行令第57条第1項に掲げる事由に該当せず認められないとした事例

#### ・財産の評価／時価の意義

請求人が、相続により取得した土地及び建物の価額は、財産評価基本通達により評価すべきであり、請求人の主張する不動産鑑定評価額には合理性が認められないとした事例

なお、この裁決事例は、次の国税不服審判所のホームページで公開されていますので、参照してください。

<http://www.kfs.go.jp>

